

東京2020オリンピック聖火リレー 交通規制と観覧に関するお知らせ

ルールを守って盛り上げよう!

待ちに待った東京2020オリンピックの聖火リレーが三豊市で開催されます。当日は交通規制を実施します。規制後は混雑が予想されますので、観覧する人は早めの来場にご協力ください。なお、観覧者向けに臨時駐車場を複数設置しますので、ご利用ください。

聖火リレー

日時 **4月17日(土)** 午後5時8分～39分
場所 スタート：仁尾公園 ゴール：父母ヶ浜ポート

交通規制

日時 **4月17日(土)** 午後4時30分～5時50分頃
場所 右の地図を参照ください

- ・臨時駐車場は、**午後7時**まで利用できます。
- ・当日は交通規制を実施します。規制後は主要道路が通行止めとなりますので、**迂回路**をご利用ください。
- ・交通規制により近隣住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。



観覧時のルール

- ・**マスク**を着用し、大声での声援は控え、拍手で応援をお願いします。
- ・父母ヶ浜の駐車場ではなく、**臨時駐車場(①～⑤)**への駐車にご協力ください。
- ・聖火リレー終盤には父母ヶ浜海岸の砂浜を走行するルートが予定されています。**午後5時頃**よりルート確保のため、砂浜の入場規制を行いますのでご協力ください。
- ・当日は多くのボランティアスタッフや事業者の協力のもと運営します。観覧する皆さんも円滑な聖火リレーの運営にご協力ください。

聖火リレーの様子は、インターネットライブ中継でも視聴できます。ぜひご覧ください!



▶問い合わせ 聖火リレー香川県実行委員会事務局 ☎0570-008-028
(土日・祝日を含む 午前9時～午後5時30分) ※4月15日・16日:午前9時～午後7時30分
4月17日・18日:午前7時～午後7時30分

高瀬川・財田川の洪水ハザードマップを作成しました

▶問い合わせ 危機管理課 ☎73-3119



▲洪水ハザードマップ

水防法の改正に伴い、香川県において洪水による高瀬川および財田川の浸水想定区域が見直されたことを受け、洪水ハザードマップを作成しました。

安全に避難できるような必要な情報をまとめました

近年、集中豪雨などによる水害が頻発しており、短時間で河川が増水し堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えていきます。洪水被害を最小限にするためには、水害の危険性を認識した上で、氾濫時の危険箇所や避難場所について正しい情報を知ることが重要です。

洪水ハザードマップは、浸水想定区域となる自治会のエリアにお住まいの世帯に郵送します。地域の危険性を確認して、避難の検討のために家庭で活用してください。

郵送エリア外で必要な人には、危機管理課または各支所配布します。

新型コロナワクチン接種 コールセンターを開設しました

三豊市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎63-3104
FAX 63-8333

みとよ ※聴覚に障がいのある人の問い合わせ番号です。

時間 午前8時30分～午後5時30分(日曜、祝日を除く)
問い合わせ内容 ・新型コロナワクチン接種に関する相談
・接種券や予診票に関すること
・接種予約の受け付け

※接種予約は4月14日(水)から開始します

ファイザー社ワクチンは、

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延を防ぐために行います。

- 対象者 接種を希望する16歳以上の人(任意接種)
- 接種回数 2回(1回目と2回目は間隔を空けて接種します)
- 接種費用 無料
- 接種順位 国が定めた接種順位により順次接種します。
①医療従事者など
②高齢者(令和3年度に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた人)
③基礎疾患を有する人や高齢者施設などで従事している人
④それ以外の人
- 接種時服装 肩の出しやすい服装(上腕の筋肉にワクチンを接種するため)

予約

- 65歳以上の人から4月2日以降、市から順次「接種券」と「予診票」を送付します。
- 「接種券」を準備して、次の方法で予約をしてください。

接種 集団接種会場での接種開始は、5月上旬の土日からの予定です。

予約方法 (4月14日(水)から開始)

- ①コールセンターへ電話 ②インターネット予約サイトから予約
- 最新の情報は、市ホームページで確認してください。

問い合わせ 新型コロナワクチン接種対策室(健康課内) ☎73-3004



▲封筒、接種券イメージ

お知らせ

ご存じですか?

遺児年金支給事業

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

次の対象者には、申請により遺児年金が支給されます。

対象

- ・市内に住所を有し、「遺児」の親権を行う人
- ・現に「遺児」を監護している人
- ※「遺児」とは市内に住所を有する義務教育終了前の子どもであって、次のいずれかに該当する人
 - (1) 父母が死亡
 - (2) 父または母が死亡
 - (3) 父または母の一方が1年以上生死不明
- ※ただし、離婚後に死亡した場合や離婚後に生死が分からなくなった場合は該当しません。

支給額 遺児1人につき 年額12万円
※年3回(7月・11月・3月)支給
申し込み先 子育て支援課または各支所
※現在、遺児年金を受給している人は「現況届」を送付しますので、4月30日(金)までに提出してください。

お知らせ

地域包括支援センターの電話番号が変わります

▶問い合わせ 地域包括支援センター ☎73-3021 (介護保険課内)

4月1日から地域包括支援センターの電話番号が次のとおり変更になります。

☎73・3021

なお、介護保険課の電話番号は、これまでどおり☎73・3017のまま変更はありません。